

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

(新設)

		資料番号		担当課	森林整備課
法令名	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	根拠条項	14-1 14-3 15-1 15-3	許認可等の内容	特定植栽事業計画の認定
<p>(根拠規定)</p> <p>法第14条第1項 特定植栽促進区域内において基本方針（第4条第3項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下、同じ。）に定められた同項第2号に掲げる事項に基づいて特定植栽事業を実施しようとする特定植栽事業に関する計画（以下「特定植栽事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>法第15条第1項 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定特定植栽事業計画者」という。）は、当該認定に係る特定植栽事業計画を変更しようとするときは、当該認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>法第14条第3項 都道府県知事は、第1項の認定の申請があった場合において、その特定植栽事業計画が次の各号のいずれかにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 1 基本方針に照らし適切なものであること。 2 前項第2号から第6号までに掲げる事項が当該特定植栽事業計画に係る特定植栽事業を確実に実施するために適切なものであること。 3 申請者が特定植栽事業を適確に遂行するに足る技術的能力その他の能力を有すること。</p> <p>法第15条第4項 前条第3項から第7項までの規定は、第1項の認定について準用する。</p> <p>(その他) 改正法案の施行期日が令和3年4月1日であり、国から特定植栽事業計画の内容に係る通知等が発出されていないため、標準処理期間については、現時点では定めることができない。</p>					